

〔論 文〕

インペアメント文化のとらえ方とその可視化

—障害文化、障害者文化との比較を通して—

松 岡 克 尚*

はじめに

本論の目的は、主に大学における障害学生支援を念頭に置き、障害者・障害学生が紡ぎ出す「インペアメント文化」の定義を、先行研究レビューをとおして試行的に提示することである。その際には、この概念の提示に対する重要な批判点についても顧みておく必要があるだろう。同時に、インペアメント文化を如何にして第三者が客観的に観測していくことが可能になるか、という問題についても触れてみることにしたい。

そもそも「インペアメント」とは損傷、傷害、欠損といった訳語のように「何かが欠けた」状態を意味する否定的なニュアンスが強い言葉である。一方、「文化」という言葉にはむしろ明るく開放的で、拓けたイメージをそこから看取することができることが多い。つまり、「インペアメント文化」という言葉は、そこに相反するベクトルのイメージを持った2つの単語が連結されて作られている。それは「公然の秘密」などの慣用表現と同じく「対義結合」に当たるもので、それだけに受け手の興味を惹起させる効果がある。この点は「障害文化」、「障害者文化」という類似の用語であっても全く同じであって、それらについてもインペアメント文化と同様に、対義結合ゆえの効果を認めることができよう。

しかし、受け手にとっては上記の意味での強いインパクトがあったとしても、それに見合う程にこの用語の意味内容までがしっかり認識されているとは限らず、特に前述した障害文化、障害者文

化との相違が曖昧であり、往々にしてそれらは十把一絡げに受容されてしまいかねない。そこで本論では、先行研究を踏まえてインペアメント文化の意味するところを、特に障害文化、障害者文化との相違を軸にして本論なりの試論を展開してみたい。そのことは、そのままインペアメント文化というものを可視化し、同定し得るかどうかの問題につながっていくことになる。そこから、インペアメント文化の観測と同定を行う上での課題も論じてみることにしたい。

なお本論では、イギリス障害学の考え方に沿って「障害」を社会的バリアとして捉え、バリアであるが故にその否定性（「害である」）と解消必要性を強調するためにも、ひらがな表記することなくそのまま漢字表現する。加えて、「障害」の対義語としての「健全」（用法としては「健全者」、「健全学生」など）についても、それがフィクションであることを当の「健全者」側において常に自覚しておく必要があるという認識の下、これも敢えてそのままの形で用いることにしたい。

1. 障害者文化の位置づけとインペアメント文化

インペアメント文化に先立ち、まずは障害者文化について本論なりの定義を試みる。そのためには障害者文化ではなく、障害文化に関する先行研究から議論を始めることにしたい。松波めぐみ（2003）は、この障害文化に注目する理由を以下のように述べている。

キーワード：障害学生支援、インペアメント文化、障害文化、障害者文化

* 関西学院大学人間福祉学部教授

「平等」「共生」といった普遍的概念だけではとりこぼされる課題にも目配りをするとともに、「障害当事者の視点」とはどういうことなのか、健常者は何を問われているのかを具体的に学ぶ手がかりとなると考える（松波、2003：53）。

大学での合理的配慮の提供については、もちろん障害学生の教育を受ける権利の保障という観点から「平等」という側面が強調されており、またそうでなければいけない。しかし一方で、先に松波が指摘するように、「平等」を強調するあまりにそうした「普遍的概念だけではとりこぼされる」ものがないかを検討する余地は残されているであろう。もちろん、それは大学のみに留まるようなテーマではなく、社会全体を巻き込む形で検討作業を展開していく必要がある。そのことを受け止めつつも、松波の言及している点が射ているのであれば、その作業を大学の中において取り組む意義は相当に大きいものと考えられる。

というのも、少なくとも健常学生は障害学生支援をとおして、キャンパス内での障害者への支援のあり方を学ぶ契機になっているのであり、その経験は彼・彼女らがキャンパス外での障害者支援を広く考えるに当たっての原点となる可能性を有している。言い換えれば、キャンパス内での支援は将来におけるキャンパス外での支援へとつながり、上記の意味での時間を越えた連続性が生じる可能性がある。このように考えると、将来において地域社会の中で一市民として障害児・者と関わり、時には支援を自ら提供し、共に市民として暮らしていくことになる彼・彼女らが、すでに学生時代から、「平等」というだけではなく「普遍的概念だけではとりこぼされる」ものも学び取るという経験をすることの意味は大きい。地域社会へと巣立った後の彼・彼女らに、松波がいう「『健常者中心文化＝主流文化』がこの社会の価値観と生活を覆っており、障害者を生きづらくしている現状」（松波、2003：59）への問いかけを行ない得る土台が形成される可能性がある。その意味でも、大学においても松波の問いかけを受け止めて、検討していくことには地域福祉や福祉教育な観点からも大きな意義があるものと考えられる。そこ

からは、更に地域社会、国際社会での多様性尊重の姿勢涵養へとつながっていく可能性まで見出すことができるかもしれない。

ただし、松波はあくまでも「障害文化」という用語を用いているのであり、本論が取り上げるインペアメント文化ではない。では両者はどう区別されるべきなのか。この問題に入る前に、まず障害文化とは何かについて論者の見解を見ていくことにする。

障害文化に関する研究を蓄積している研究者の一人に手賀尚紀がいる。手賀と澤田はこの障害文化について以下のような説明を行っている。

障害文化を実体化させるための外枠は、障害者が置かれている状況などに共通して存在する共通項で定義する必要があると考える（手賀・澤田、2015：79）。

上記のとおり、障害文化を定義するに当たっては「障害者が置かれている（中略）共通項」が重要になってくることが強調されている。つまり、障害種別の相違を超越した「障害者全般の共通項としての文化」という意味で、障害文化が語られているのである。

手賀は、「各障害種別の文化の総称ととらえるか、障害種別を越えた共通項に見いだすか」（手賀、2016：225）という論点があることを指摘した上で、長瀬修の「ディスアビリティカルチャーというくくりの中にサブカルチャーとして種別の文化があるという構図が必要である」（長瀬、1998：209）、あるいは「障害の文化の場合、『正常』でないと見なされている身体、知的、精神状態を持ち、社会的不利にさらされていることが共通項である」（長瀬、1998：209）という主張を踏まえていることを述べている。そこから手賀が「障害種別を越えて障害者に共通した文化である」（手賀、2016：218）という先の立場に自らを置くことにつながっていると言えるだろう。

ちなみに、先の松波についてはどうであろうか。彼女は障害文化の内容が論者ごとに異なることを認識しつつ、それらが「ありよう」と「文化運動」という点で整理分類することが可能であると主張している。前者は「個々の障害者集団が育

んできた、生活文化（規範、生活様式、生産物）のありようの総体」という意味合いで障害文化を捉えていく立場であり、後者は「それまで『文化』とは思われていなかったものを『文化』として読み替えることで、個人のアイデンティティや社会の主流文化に介入」することを意味している（松波、2003:58）。明らかに、松波の言う2つの志向では、それぞれごとに障害文化の担い手が異なっていることに気づくことができるだろう。前者は「個々の障害者集団」が担い手であるのに対して、後者はむしろ手賀の考えに近く、障害種別を超えた障害者と呼ばれる人たち全体が母集団になっているように思われる。

そうであれば、障害文化とは「個々の障害者集団」の文化なのか、それとも「障害種別を超えて障害者」全般が担うような文化なのか、が問われてくることになる。なお結論を先取りするようであるが、この意味で「インペアメント文化」とは、インペアメントが「聴覚インペアメント」、「視覚インペアメント」の形で種別に取り扱われることを踏まえて、「特定のインペアメントを有する集団」の文化と位置づけることにしたい。そして、「障害文化」という場合の「障害」とは、そのままでは「特定の障害種別」を指すにはやはり広すぎるという印象を拭えないと考える。一方で「障害種別を超えた」障害の全体、というニュアンスを持たせたい場合には、むしろ「障害文化」の方が適切になってくる。ただこの場合の難を言えば、その文化の「担い手」が「全ての障害者」であることを明示した名称の方が相応しいように思われる点である。したがって、インペアメント文化との違いを際立てる意味では、「障害」の「文化」たる「障害文化」よりも「（総体としての）障害者」の「文化」たる「障害者文化」の方がネーミングとしてはより妥当であると考えたい。

その意味で、本論において「障害者文化」という場合は、手賀による障害文化の定義、あるいは松波の言う「文化運動」の志向、すなわち障害種別を超えた障害者全体が母集団となって形成、維持されている「文化」を指すものとする。そして、インペアメント文化とはそれに対して「個々の障害者集団」を土台とした「文化」であると位

置づけることにしたい。

なお、社会福祉領域で障害者文化を早くから注目していた臼井正樹は、「障害のある者の集団において、その集団の中で暗黙に習慣化した規則のうち、他の集団とは異なったものの集積」（臼井、2001: 89）と定義しており、それはそのまま本論の障害者文化の定義に重なる。

2. 障害文化の位置づけとインペアメント文化

前節では障害者文化とインペアメント文化の方を本論なりに先に定義づけてしまったので、次に残された形になった障害文化の方を定義してみることにしたい。実際のところ、この用語は論者によって障害者文化と同義的に用いられる場合もあり、その区別は曖昧である。したがって、両者を同じ意味を有すものと取り扱ってしまうことが最も単純な解決方法になるだろう。しかし、それは本論で言う障害者文化と意味内容が重複するというだけで話を終わらせるのではなく、もっと別で重要な意味が障害文化という用語に仮託されても良いように思われる。この点に関して注目すべき示唆を与えてくれるのが杉野昭博の解説である。

杉野はその著書「障害学－理論形成と射程」の注釈の中で、日本において人口に膾炙する「障害個性論」に該当するものが「障害文化論」であると喝破し、更にはその日本におけるルーツを牧口一二に求めて、具体的には1970年代に牧口によって行われた「障害のプラス面を考える」作業であったことを指摘している（杉野、2007:266）。また先の著書の本文の中でも障害文化を取り上げ、アメリカでのそれを次のようにまとめている。

障害文化とは、障害者と非障害者との違いや、障害者の中での障害種別の違いを強調することが目的ではない。それは、アメリカ社会における「マイノリティ」としての立場表明とともに、「マイノリティ」としての地位向上、もしくはアメリカ市民としての承認を要求することに主眼がある。その意味では、障害文化も公民権運動の延長線上にある（杉

野、2007:205-206)。

したがって、障害文化には政治運動としての性格がそこに包摂されているのであって、杉野によればそれは次の2つの目的を有していることになる。すなわち、①障害者に対する「哀れみの対象」等のような旧来のイメージの打破、②新しい障害者イメージの創造、である(杉野、2007)。

本論では以上のような杉野の解説・指摘に従って、障害文化については、先に定義した障害者文化と同じく「障害種別を超えた」障害者全体を指す言葉ではあるが、その全体による政治的、運動的な性格を強調する際に用いられる用語として位置づけておきたい。これが、本論が障害文化という場合に意味することの1つになる。この運動のエネルギーが直接的に政治面ではなく障害者自身による主体的な諸文化活動を介して発現された場合には、もはやパターナリズムの対象としての障害者イメージは崩れ、それぞれの文化における「卓越者」としての障害者像が前面に現れてくることになる。それは、まさしく「哀れみの対象」の対極としての障害者像に他ならない。その代表例が、パラリンピックやデフリンピックに代表される障害者スポーツであり、あるいは田中みわ子を取り上げているディスアビリティ・アートなども挙げられる(田中、2009)。

このうち後者は、「絵画、音楽、ダンス、演劇、詩などあらゆるジャンルを含んだ総合的な芸術であり、1970年代以降の障害者運動の文脈において障害のある人々の『誇りと怒りと強さ』から生まれた」(田中、2009:27-28)とされるものである。それは、「障害者であるという強い感覚から生み出されたものであり」(田中、2009:31)、「無力化させる文化」への対抗文化として形成されてきた歴史を有する(田中、2009)。ただディスアビリティ・アートとしての障害文化は、上述したようにその担い手は創造的なアートの「卓越者」としての障害者が想定される。パラリンピック・デフリンピックもそうであるが、いわばエリートとしての障害者が紡ぎ出す文化になる。

それでは、そうではない(「卓越者」「エリート」ではない)障害者は果たして障害文化とは無縁なのであろうか。障害文化に関しては更に注目

すべきは、それによって障害者の受動的なイメージを切り崩す上での効果があるという指摘である。田中(2009)が言及しているように、従前において障害者は健常者中心の文化活動の周縁部分に追いやられ、良くてセラピーとして与えられて来たに過ぎなかった。しかし、障害者スポーツやディスアビリティ・アートによって、全ての障害者が「卓越者」「エリート」にはなり得ないにしても、それは健常者がそうであるのと同等の意味であって、同時に全ての健常者に「卓越者」「エリート」になり得る可能性が拓かれているように、障害者にもそうした可能性が担保されていることに気づかされることになる。

この気づきは、そのまま障害者が健常者と同等かそれ以上の芸術やスポーツなどの文化的諸活動に従事し、あるいはその過程や成果を享受できる権利を有し、またその権利が実際において保証されなければならないという理念に行き着くことになる。そのことは、健常者が支配的なポジションを占めてきた、これまで／現在の文化活動の在り方、あるいは文化領域での健常者の独占性と障害者排除を当然視する社会一般の認識に対する「異議申し立て」なのであり、ある意味で「文化的な優生思想」に対するオルタナティブを提起するという機能を果たしている。こうした理念と機能の下での障害者の様々な文化活動やその創造物を総称するものに対しても、本論では「障害文化」という名称を用いることにしたい。これが本論で設定するもう1つの障害文化の定義になる。

したがって障害文化とは、先に松波の言う「それまで『文化』とは思われていなかった」ものではなく、むしろその逆であって、従前において(健常者にとっては当たり前)文化と見なされていた諸活動こそがその週上に挙げられている。そこにおいて先に杉野が挙げた2つの目的が発動され、障害者イメージの転換と新規創造がもたらされることになるだろう。障害者が全ての社会活動に完全に包摂されたという状況が残念なことに未だ現出していない限りにおいて、特に芸術・スポーツに代表される文化領域ではこうした意味での障害文化の概念が絶えず強調され、広く一般にも認知されることが欠かせないと考えたい。

これに対して、先に定義づけた障害者文化とイ

ンペアメント文化の方は、松波が言う「それまで『文化』とは思われていなかった」ものを丁寧に拾い上げたものであることを再度確認しておきたい。そして、それらを総称したものが前者であり、障害種別・インペアメントごとに抽出し得た個別の文化がインペアメント文化になる。論者によって、個別の障害種別名に「文化」を対義結合させたネーミングを用いている場合がある。例えば、「ろう文化」がその代表例であり、まさしくその観点から「ろう文化宣言」(木村・市田、1996)がなされている。他にも「ペルソナが薄いために、他者へのデリケートな関心とそこからうまれる『優しさ』と『気遣い』に焦点を当て」(早野、2012:89)ることで、それらの量的差異から抽出された「精神障害者文化」もその一例に挙げられる(早野、2012)。これらは、いずれともに個別の障害種別＝インペアメントごとに成立し得る「文化」である以上は、それら全ては個別にインペアメント文化として位置づけられるものである、というのが本論の立場になる。逆に言えば、多数のインペアメント文化を総和すればそれは障害者文化ということの意味する。ただし、更に障害者文化にはそれだけに留まらない意味を持たせる必要があることを後述したい。

なお付言すれば、知的障害者の場合はそのコミュニケーション上の機能制約から、自らの「文化」を認知、把握し、それを語ることの難しさが指摘され、あるいは理論的にそれはあり得ても、実際にそれを観測し、記述することについては多大な困難を伴うことから「知的障害者文化」は非現実的であると見なされてきたことは否めない。この点に関しては、例えば近年であれば杉田穩子の業績から見ても、少なくともコミュニケーションの制約が軽度の場合は、十分に「知的障害者文化」が観測され得る可能性が拡がりつつある(杉田、2017)。親など第三者のそれではなく本人自身の語りから、そこに「文化」の存在を認め、それをもって松波が言う「個人のアイデンティティや社会の主流文化に介入」していく研究や実践は、この分野におけるもっとも重要な課題の1つになっている。この意味での可視化の問題は後述することにした。

3. 文化の意味と身体

ここまでで、本論なりにインペアメント文化と類似の障害者文化、そして障害文化という各概念の相違を整理してみた。もちろんそれは一試案に過ぎないのであるが、以降はこの整理に基づいた意味合いでもってインペアメント文化という概念を用いていくことにする。

さてインペアメント文化が「文化」というのであれば、そもそもそこで言う文化とは何か、という点が次に問われてくるであろう。ここまでこの点を曖昧にしてきたが、次にこの点について考察し、併せて関連する事項へと思考の翼を広げてみることにしたい。

まず、手賀・澤田によれば、文化とは「後天的歴史的において人間によって獲得されているものであり、それは集団において共有されているものであり、そして一つの体系である」(手賀・澤田、2015:77)という説明がなされている。また、文化は以下の3つに分類できるとしており、いずれともに突然現れたものではなく、意味体系を持ち、そして集団に共有されている点に特徴があるとも述べられている(手賀・澤田、2015)。

- ・物質的なもの(建築物、交通、衣食、芸術作品など)
- ・精神的なもの(観念、信仰、理論、思想など)
- ・社会的なもの(生活設計・様式、慣習、道徳、法制度など)

次に、吉山青翔は文化を「人間が自分の環境に関わる間に、人間によって獲得された知識、形成された人間自身の物質的生活様式・社会行動様式・精神活動様式からなっている複合体」(吉山、2006:74)であり、自然に出来る「原始文化」(吉山、2006:74)と国家や行政によって人工的に作られる文化に大別されるとする。また、文化は環境と人間の間を介在する存在であり、ゆえに人間は文化を通して環境に関わるものとされる。したがって、「人間集団がないと、文化が成り立たないし、文化を持っていない人間集団がありえない」(吉山、2006:75)ということになる。さらに、吉山はこうした文化の基本的属性として以

下の4点を挙げる。すなわち、①集団性、②共有性、③進行性、④伝承性、の以上である。

以上、大きく2つの文化定義を見てきたが、それらに共通する点は、特定の人間集団において後天的に形成された、かつ伝承可能なものであること、大きく物質、精神的、社会的なものに大別され得ること、などが挙げられる。ここで、上記の「人間集団」を障害者の総体と見なすか、特定の障害種別に限定するかによって、障害者文化とインペアメント文化に大別できることになるのは、見てきたとおりである。更には言えば、先の杉野が言うように、健常者による「健常者文化」を設定することも可能である。そのように考えると、ここで並べられた文化の種類を考えた場合に「人間集団」のある種の質的、あるいは量的な相違から上記のような文化の分類が可能になってくることに気づくであろう。いうまでもなく、それはそれぞれの「人間集団」が共通して有する「身体」の差というものである。

簡単に言えば、特定の障害種別において共通に彩られた「身体」、言い換えればある種共通の身体的特徴を有する「人間集団」が紡ぎ出した「文化」こそが、インペアメント文化に他ならない。同様に、「五体満足」の身体を有する「人間集団」の文化が「健常者文化」であり、「障害文化」をそれへの「対抗文化」や独自の「名のりの文化」(杉野、1997)と見なす限りに於いて、これら両者の間には包含関係はないものと考えられる。リハビリテーションの立場から身体論を論じる宮本省三が、イタリアのリハビリテーション医カルロ・ベルフェッティの言葉を用いて指摘するように、私たちは『身体を使って世界に意味を与える』ことで、有限な生きる世界を構築してゆく(宮本、2010:34)のである。環境との関わりで文化が形成されていくのであり、そして何よりも身体を通して環境に関わっていく以上、身体は文化構築の土台になり得るという考え方は説得力を持つ。この意味において、インペアメントを有する身体は、先の吉山のいう「原始文化」を創出する主体であり、原動力であると言える。

なお付言すれば、一般に「文化」という言葉から連想されるポジティブなイメージのみならず、むしろインペアメント文化には「文化」の暗部も

またそこに込められていることを見過ごしてはならないだろう。つまり「文化」にはその基底をなす「人間集団」の意思に関係なく、否応なく社会的にもそうなることを強いられ、そのように形成されてきたという側面も存在している。例えば、荒井裕樹は療養所の中に隔離されてきたハンセン病患者の残した文学作品に言及し、「国家や社会のために、自ら進んで隔離撲滅される自己像を描いているもの」(荒井、2011:11)が多いことを指摘する。それはいうまでもなく、当時の軍国主義・国家主義的な社会風潮や優生思想に基づく社会防衛思想のなせる技なのであり(荒井、2011)、当時のハンセン病患者特有の「文学」が「ハンセン病患者文化」とでもいうべき「インペアメント文化」であるとすれば、それは彼・彼女らのハンセン病をもつ「身体」に加えて、そうした「身体」に対して社会の側が負わしてきたものの結果として成立したものである。その意味では、インペアメント文化とは純粹に「身体性」のみに起因するものと即断すべきではないことに留意したい。

ところで、ここで例に挙げられた「文学作品」とは、先の文化の分類では「物質的な」文化に含まれるものである。しかし上記の通り、否定的なものであったがそこには障害者の「精神的な」要素も加味されており、かつそれは「社会的な」ものでもあり得た。したがって、先の手賀・澤田、吉山の整理に基づく3つの文化の様式・タイプに関しては、ある1つの現象にそれらの単独、あるいは複数が同時に発現＝観測され得るものであることには留意しておく必要がある。

「障害と文学」を著した荒井の立場は、次のような彼の言説から少なくとも「文学」については、障害種別を超えた総体的な障害者文化の立場の側に組みしていることは明らかである。

物理的な身体的欠損や機能不全という側面での障害が、機械的にある特徴的な文学表現を導くのかどうかは詳らかではない。(中略)本書が問いたいのは、むしろ社会的障壁という側面での障害が、その人々の自己同一性に規範的に作用するとしたら、そこから生み出された文学表現にも何らかの特徴や傾向が現

表1 インペアメントと近似概念の相違

概念名	担い手	対象	形成の基盤
インペアメント文化	特定のインペアメントを有する集団	それまで「文化」とは思われていなかったもの	インペアメントを有する身体
障害者文化	障害者集団の全体	それまで「文化」とは思われていなかったもの	直面した社会的障壁
障害文化	障害者集団の全体	既存の「文化」活動	○「卓越者」としての障害者 → 例、障害者スポーツ ディスアビリティ・アート ○「卓越者」でない障害者 → 各種文化領域への障害者の参入 拡大要求の含意

れることもあり得るだろうし、逆にそのような表現を分析することによって、障害者に課せられた社会的規範を逆照射する形で検討することも可能であろう（荒井、2011:10）。

言うまでもなく、社会的障壁はインペアメント毎に細分化して論じられるものではない。そのことに加えて、文学を通して社会的障壁やそれを生み出している社会的規範を浮き彫りにしようとする荒井の問題意識を敷衍すれば、先の「ハンセン病患者文化」という設定は見直す必要があるかも知れない。しかし、荒井の問題意識には大いに共感しつつも、やはりそこには「ハンセン病患者であるがゆえに」社会的障壁が発動したとも考えられる以上は、彼・彼女らが有する特定の身体性（ハンセン病であること）も決して無視してはならない要素として受け止めておくべきではないだろうか。

そう考えると、障害者文化とは、社会的障壁からの影響を受け、形成維持されてきた側面を文化という観点から強調する見方であり、インペアメント文化の方はむしろ個別の障害種別というその「身体性」から生じた、身体に依存した習慣や生活パターンなどをより重視したパースペクティブ、という区別の仕方も可能になってくる（もちろん、先述したようにインペアメント文化にも社会から強いられた「暗部としての文化」側面を認められ得るのであるが）。更には、障害種別を超えたところに見いだせる共通性である「社会的障壁」に直面する中で形成された側面を特に「障害者文化」と呼称することができることになる。こ

の点は、今後の更なる概念整理に当たっての留意事項として銘記しておくべきかもしれない。

以上の議論の結果をまとめたものが、表1になる。

4. インペアメント文化論への批判

障害者文化、あるいはインペアメント文化（以下、便宜的に両者を「インペアメント文化」呼称に統合して用いることにしたい）という概念の設定に対しては様々な批判があることも事実である。多くの論者が個別に批判的言及を行っているが、例えば寺田貴美代はその時点までの代表的な批判的見解を丁寧に網羅している（寺田、2001）。ここでは繰り返しを避ける意味でも、近年における代表的な批判的な言説を以下に取り上げてみることにしたい（なお、寺田は「障害文化」という呼称を用いてその多様性を論じている）。

まず「軽度障害」を論じた秋風千恵であるが、彼女はインペアメント文化のような概念設定の意義を否定しているのではなく、それを行うことで生じる克服すべき課題点という形で批判的に言及している。秋風は、インペアメント文化には「健常者にとっては、安全な立場で見ていることができるテーマだったのであろう。しかし、それはそのときはおもしろがってうんちくを傾けるが、飽きればどんなに重要な示唆を含んでいようと、後に簡単に忘れ去られてしまう」（秋風、2013:23）リスクがあることを述べる。極論すれば、健常者にとってインペアメント文化とは「単なる消費の

対象」に他ならない。どんな文化であってそれ以外の文化に所属する者にとっては、それは単なる興味が赴くままに「消費」される対象に過ぎず、それゆえに文化論的なアプローチでは「健常者の立場が問われてない」(秋風、2013:25) ことになりかねないことに警鐘が鳴らされている。

もちろん、当のインペアメント文化の内部にいる障害者にとって、固有の文化という存在が彼・彼女らのアイデンティティ形成とエンパワメント醸成に寄与することになることは秋風も否定しない。しかし、石川准の「統合しない本当の理由＝ディスエイブルズは隠蔽され続ける」というフレーズに基づき、たとえ障害者のアイデンティティに問いかけ得たとしても、健常者に対してまでその力は及ばないことを指摘する。つまり、健常者には「自分は何者なのか」を問う地平に立つことが免除されている(健常者＝ノーバディ)以上、結局は上記の意味での「隠蔽」は避けようもないことになる(秋風、2013:26)。

秋風のこうした警告は、実を射たものであろう。インペアメント文化から照射されたその先には健常者文化が位置づけられるべきである以上は、インペアメント文化の消費にただ終始するだけでは、折角の照射は健常者文化までには届かない。「障害者の中に健常者の世界につながる同一の世界があるという視点から、障害者文化の『健常者社会』への発信が可能である」(早野、2012:81) という早野の言葉も、これと同じ文脈で理解されるべきものであろう。2つの文化が対立しながらも同時に相手にとっての鏡のようなポジションにあったり、あるいは片方が他方から学んだりした部分もあり得る。その意味でもインペアメント文化を「消費」することは健常者文化の「消費」にもつながっていくはずのものである。それができない偏った「消費」があるというのであれば、それは確かにインペアメント文化にとっては大きなリスクになり得る。

しかしだからと言って、このリスクがインペアメント文化の定立までを否定する理由にはなり得ないと考える。そもそもインペアメント文化という存在なくしては、異なる「身体」に基づく健常者文化の定立も概念的にはあり得ないのであって、逆説的に言えばインペアメント文化を概念化

することによってはじめて健常者文化の存在を浮かび上がらせることができるという点こそを私たちは認識すべきではないだろうか。そして、むしろ上記の意味での「消費」に留まってしまったりすることのないような「運用」方法こそが問われているのである。また、そうした「消費」の仕方を問題視するためにも、「消費」の対象たるインペアメント文化というものを明確に概念化しなければ、到底、この議論に着手できない。

次に、日本における障害の社会モデルに新たな地平を拓いた榊原賢二郎の批判を取り上げることにはしたい(榊原、2011, 2016)。榊原が問題にするのは、異なるインペアメント文化間の序列化の問題である。彼によれば、本論ではインペアメント文化として位置づけた「ろう文化」は手話を話す少数言語者という位置づけであり、むしろ「インペアメントの消去という方向性を向いている」(榊原、2011:292)と指摘する。ただそうはいつでも、「ろう文化」は「健全者文明」の健常者を正常とする一元的な評価、一元的な序列化から離れる手段としての位置づけは可能であり、その意味では多元的評価を主張するものであると説く。その上で榊原が問題視するのが、文化の評価の対等性がそこには担保されないという問題である。むしろ、文化間の平等ではなく自己文化優位という別の形の一元的な序列化に収斂する可能性を否定できない可能性を警告する(榊原、2011)。

同時に榊原は、インペアメント文化がスティグマ性を帯びる危険性も指摘する(榊原、2016)。「個人の存在と能力に結び付いた評価尺度は、文化という形であってもスティグマ化の危険性を有している」(榊原、2016:202)以上は、インペアメント文化は「諸個人の自尊心に肯定的な評価を及ぼすはずであろうが、他者のスティグマ化の可能性は常に考慮しておく必要がある」(榊原、2016:202)。この点は、先の秋風による「消費」論に置き換えてみれば、インペアメント文化が健常者によってスティグマ付与・序列化というネガティブな意味合いで「消費」されてしまうことを指していることになる。これと同様の指摘は、実は先の寺田によるレビューの中でも既に言及されているものである(寺田、2001)。

こうした榊原、あるいは寺田の指摘もまた「然

り」と言わざるを得ない。ただし先の秋風の懸念に対する回答と同じく、だからと言ってインペアメント文化概念の設定を否定することは論理の飛躍と言わざるを得ない。インペアメント文化が障害者の身体性に依存している以上は、それは自然に帯びる、ある意味で原始的なものという位置づけになるだろう。すなわち、先に引用した吉山の言う「原始文化」の一種になる。自然に帯びるものを、それがスティグマの材料に用いられる危険があるからといって、その概念設定までを否定することはできないはずである。更に言えば、スティグマ付与・序列化の手段としてそれが消費されるとすれば、恐らくそれがインペアメント文化だけではなく、むしろそこにディスアビリティがあるがゆえだ、ということが障害の社会モデル的な理解のはずである。

そして3番目の批判として取り上げるのが、宮前良平の「障害の透明化」(宮前、2017)という視点からのものである。宮前は「健常者が障害者と接するうちに障害観や障害者への行為がどのように変容していくのかについては、やはり具体的に明らかにされていない」(宮前、2017:129)という問題意識から出発し、介助者が介助現場での体験を通してどのような変容を辿るのかを探るべく、国立大学法人の大学公認の障害者支援ボランティアサークルに所属し、重度訪問介護制度の枠内で障害者介助ボランティアを行っている5名にインタビューを実施している。その結果をGTAで分析したところ、介助者手足論に沿った形で「必死な介助期」、「楽しい介助期」、「無意識の介助期」の3段階を辿っていくこと、最後の「無意識の介助期」においては「介助先の障害者の自己決定」と「介助者が付度した介助先の方の自己決定」が一致した状態、つまり、「健常者と障害者の壁」が見えなくなっている状態が生じるとする。この両者の壁が「見えなくなった状態」こそが宮前が「障害の透明化」と呼んだものに他ならない(宮前、2017:149)。

宮前によれば、この透明化は共生、すなわち「健常者も障害者もすでに同じ世界に生きているという事実」にひたすら立ち返る(宮前、2017:152)ための有力な手段になり得ると主張される。「透明化」の中は、障害者と健常者をわけ隔てる

もの、例えばインペアメント文化は前提にされる必要は最早ないがゆえに、インペアメント文化という概念を設定させる必要性がなくなる、というのが宮前の主張になる(宮前、2017)。

この「障害の透明化」という考え方については、その発見はもとより、障害者と介助者との関係においてそうした状況は出現し得ることを、帰納的なアプローチを介して提示し得たことは評価に値する。しかし、共生とはそもそも差異というものを前提として、それを尊重するというものであるという基本原則からすれば、差異が透明化するという論理は、この意味での共生とは対立的であるように思われる。加えて異なる文化に属するもの同士が「文化の相違の透明化」を体験し得たとしても、それはあくまでも感覚的なレベルのものに過ぎないのであって、両者の間に依然として文化の相違は確かに存在しているし、以後も確実に存続し続けることには変わりはないのである。実体としては存続し続けるこの違いをどう「受け入れるのか」という姿勢もまた求められているのであり、「障害の透明化」というネーミング自体もそこから目を背けて、隠蔽するかのような態度を惹起させるようで、そこには疑問を覚えざるを得ない。

以上、近年における日本での代表的な批判点をまとめてみた。それぞれにおいて批判している内容には的を射たものが多く、インペアメント文化というものをより明確にしていく上での課題をそこから見出すことができるだろう。

5. インペアメント文化可視化の課題

「文化」というものを実践することは、その所属する集団、あるいはもっと広く社会一般に対して、社会的な効用を果たすことにつながっていく。吉山はこの効用を文化の「社会的具象」(吉山、2006:76)と呼んでいる。もし、本論が主張するようにインペアメント文化が実体的に成立し得るとして、それが大学の障害学生支援や福祉教育の観点で果たし得る役割があるとすれば、すなわちそれはこの意味での「社会的具象」を表すことになるだろう。ちなみに、吉山は文明をこの意味での文化の「進歩性をはかる尺度」と位置づけ

ている。

では、如何にしてそれを可視化し、記述していくことができるのであろうか。そのための手法として、異文化コミュニケーション研究者の小谷真理子の言説を参考にして検討してみたい。小谷は、異文化コミュニケーション研究における「異文化」とはそもそも何か、ということについて、以下の異なる3つの研究アプローチがあることを指摘している（小谷、2009）。

- a. 生活パターンやコミュニケーションスタイルの集団間の違い
- b. 研究者による「意味の抽象」としての違い
- c. 当事者にとっての文化の違い

aが主流の考え方であるのに対して、bは「文化」の中に含まれると考えられがちな規範を文化と切り離して社会の方に位置づける T. パーソンのシステム理論を踏襲した D. シュナイダーに代表されるものとされる。それによれば、規範とは個々の状況に置ける行動のパターンになる（アメリカ社会における、初対面の握手など）。これに対して、コミュニケーションはそれぞれのシーンの中でその配置がどのような意味を持つのかを行為者に告げるものであり、まさしくそれはシンボルと意味のシステムたる文化に属することになる。この考え方に従えば、結局は研究者が様々な現象（例、コミュニケーション）をどの角度（意味）によって見るかによって何が「異なる文化」なのかが左右されてしまうことになる。そして最後のcは、研究者がたとえば「健常者」「障害者」というカテゴリーに区分して分析するのではなく、研究対象となった人々が自分たちを規定する仕方や意味世界に注目するアプローチになる。

以上、小谷が分類した研究アプローチの違いは、インペアメント文化をどう定義づけ、観測・収集していくのか、という問題を考えるにあたって重要な示唆を与えてくれるものと考えられる。というのも、本来的に文化とは、先のcと同じくその当事者によって紡がれるものであると同時に、外部の観察者によってもまたその存在が気づかれるものでもある。その双方の視点を活かす必要性がこのテーマには存在しているものと考えたい。そのように考えれば、やはりそれは当事者の語りを出発点にすべきことは明らかであろう。臼井が

「障害者文化の成立基盤をどこに置くのかということは、健常者が決めることではなく、障害のある者が、それぞれの集団のなかで何を文化とするのか」（臼井、2001:93）を決めると述べていることも、同様のことを示唆している。

ここで注目すべきは、「それまで『文化』とは思われなかったものを『文化』として読み替える」主体は何か、ということであろう。もちろん、その文化の担い手は障害者であることは間違いない。では誰が「文化」として読み替えることになるのであろうか。この点についても上記の通り、障害者自身の語りがその出発点であることは間違いない。その語りによって、それまでは「文化」とは見なされていなかったものを「文化」として認知を求めていくことがインペアメント文化の成立に欠かせないとすれば、やはり障害者が読み替えの主体でなければならないだろう。

医療社会学者の A. フランクはそれまで医療関係者や医療保険制度などによって自らの語りをコントロールされてきた病者が、みずからの語りを取り戻すことを「再請求」と呼んでいる（Frank、1995=2002:29）。それは、他者に語られ、患者役割に縛られてきた自己の人生を、自らの語り直しを通して取り戻すことに他ならない。このフランクの考え方に照らしてみれば、「『文化』と思われなかったもの」を「文化」として読み替えることを「再請求」することがインペアメント文化の出発点になることに気づかされる。「再請求」によって自らの生き方に「文化」を読み取っていくのであり、それによって「インペアメント文化を自らに発見する」ことにつながっていく。

ただし、この「再請求」から「自らの発見＝観測」の過程の全てを障害者単独（個人、集団）でもって完遂することができるかどうか、そして例えできるとしてもそれでもって「良し」とするかどうかについては議論があるところである。というのも、インペアメント文化の可視化が健常者文化を照射するものであれば、必然的にそこに健常者の「巻き込み」、それも単にインペアメント文化を「消費」させるだけでない形でそれが欠かせないはずである。先に小谷の分類の中で、当事者と外部の観察者の双方の視点を活かすアプローチがインペアメント文化の観測に重要な意味を持

ってくることを述べた理由がここにも存在している。もしそうであれば、どのような健常者をいかなる形で巻き込むのが問われてくることになる。障害者の「再請求」と健常者の「巻き込み」がインペアメント文化を可視化し、記述する上で大きな課題になることは間違いないだろう。

おわりに

社会福祉領域には「福祉文化」という用語が用いられてきた。一番ヶ瀬康子ら（1997）の福祉文化に考え方によれば、それは「福祉の文化化」と「文化の福祉化」という2つの側面を有するものとされている。前者は、社会福祉実践や障害学生支援にインペアメント文化の考え方を導入することを意味するものとして解釈できるものであり、そうであればインペアメント文化と福祉文化との関連をどう考えるかという点も大きな課題になってくる。それは、社会福祉実践や障害学生支援の中にインペアメント文化の概念を挿し木していく取り組みに他ならない。

ただし、福祉文化についてもその定義は曖昧である。岩間（2010）は先行研究を元にして「福祉文化とは人々が多様性を認め合い、共生し、主体的に創造的な活動を展開することであるといった輪郭は見えてくる」（岩間、2010：178）ことを指摘しつつも、依然として福祉文化とは何かについての「枠組みにまだ多くの議論すべき多くの疑問、工夫が必要な点が残っている」（岩間、2010：178）ことを述べている。そして、そうした課題の1つに「福祉文化の視点から社会福祉をどう評価していくのか」という問題があることを指摘した上で、「従来の社会福祉のどこまでがダメで、どのような要素が社会に浸透させるべき文化なのか容易に読み取れない点」（岩間、2010：180）が払拭されないままになっていることを強調している。早野は、こうした観点から、従前の障害者福祉が自立を強いる内容に偏重し過ぎていることを踏まえて、それを乗り越えるための視点として福祉文化に期待を寄せる（早野、2009）。

以上を踏まえれば、障害学生支援や障害者福祉に関して従来の医学モデルのみに留まらず、障害

の社会モデルに基づく実践や合理的配慮提供の限界さえも明確にし、さらにどのような要素をそこに付加させていくことが望ましいのか、という課題に向き合う必要性が喚起されてくる。この課題に対する、先の意味での福祉文化的アプローチとして、インペアメント文化という概念を切り口にしていくことも1つの選択肢になると考えたい。なによりも、支援側の関わりのスタート地点で相手の文化的背景を知ることが欠かせないことは、例えば原順子が聴覚障害者を念頭において、相手の「文化」を知り、同時にそれを踏まえて自己の文化を知るアプローチの重要性を指摘したことと重なる部分であろう（原、2015）。

同時に、藺田碩哉（2009）が福祉文化研究をカルチュラル・スタディーズの福祉版として捉え、「高齢者や障害者をサブカルチャーとしてとらえ、そのメディアにおける表象を分析しライフスタイルのフィールドワークをすることで、少数者を管理する権力のあり方に新しく見えてくる」（藺田、2009：119）とその可能性を指摘している。この指摘は、先に荒井が「障害と文学」において提示する問題意識と通底するものであり、障害者が直面させられてきた社会的障壁の分析、言い換えれば障害者文化の研究によって障害学生支援や障害者福祉における「負の側面」をも浮かび上がらせる潜在性を秘めているともいえる。その意味でも、障害者文化という切り口も忘れてはならないのであって、それとインペアメント文化研究が車の両輪になっていることを認識しておきたい。

ちなみに、藺田（2009）は社会学者の伊奈正人の言説をもとに、サブカルチャーという場合の「サブ」という意味は、次のような要素にあるという。すなわち、①下位性、②周縁性、③雑種性、④大衆性、⑤柔軟性、⑥身体性、⑦場所性、の以上である。障害文化、あるいはインペアメント文化を全体文化における「サブカルチャー」と見なすのであれば、上記の各要素から分析するアプローチも欠かせない。また、伊奈はサブカルチャーが人口に膾炙することで、メインカルチャーを塗り替える力を有していることを指摘している。このことも、サブカルチャーとしての障害者文化とインペアメント文化が地域社会の文化、あるいは「大学文化」やそれに基礎付けられた障害

学生支援のあり方を作り替える可能性を示唆しているとも言える。いうまでもなく、それらは健常者文化の影響に下にあるものと想定されるのである。障害学生支援においてもインペアメント文化の単なる「消費」に終わらせないためにも、この意味での方向へと追求していくことを常に意識する姿勢が欠かせないと考えたい。

本論文は、科研費（基盤研究（C）16 KO 4224「大学におけるインペアメント文化を尊重する合理的配慮マニュアル作成に関する研究」研究代表者：松岡克尚）の助成を受けたものである。

【文献】

- 秋風千恵、2013、『軽度障害者の社会学－「異化&統合」を目指して』ハーベスト社。
- 荒井裕樹、2011、『障害と文化－「しのめ」から「青い芝の会」へ』現代書館。
- Frank, A. W., 1995, *The Wounded Storyteller: Body, Illness, and Ethics*, The University of Chicago Press. (= 2002、鈴木智之訳『傷ついた物語の語り手－身体・病い・倫理』ゆめる出版。)
- 原順子、2015、『聴覚障害者のソーシャルワーカー専門性の構築をめざして』明石書店。
- 早野禎二、2009、『障害者文化の可能性－精神障害者の当事者活動から』東海学園大学研究紀要：経営・経済学研究編、14：85-102。
- 早野禎二、2012、『『精神障害者文化』と『健常者社会』－『優しさ』と『気遣い』の文化の今日的意味』東海学園大学研究紀要：社会科学研究編、17：73-91。
- 一番ヶ瀬康子、1997、『福祉文化とは何か』一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・藪田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1-11。
- 伊奈正人、2004、『団塊世代若者文化とサブカルチャー概念の再検討－若者文化の抽出／融解説を手がかりとして』経済と社会：東京女子大学社会学会紀要、32：1-23。
- 石川准、2002、『ディスアビリティの削減、インペアメントの変換』石川准・倉本智明編著『障害学の主張』明石書店、17-46。
- 岩間文雄、2010、『福祉文化研究の今日的課題』関西福祉大学社会学部研究紀要（13）：177-181。
- 木村晴美・市田泰弘、1996、『ろう文化宣言－言語的少数者としてのろう者』現代思想、24(5)：8-17。
- 小谷真理子、2009、『『文化の違い』再考：異文化コミュニケーション研究における3つの視点』スピーチ・コミュニケーション教育、22：67-76。
- 松波めぐみ、2003、『『障害文化』の教育的意義－当事者の視点と人権教育の架橋のために』大阪大学教育学年報、8：51-64。
- 宮前良平、2017、『大学生ボランティア介助者における障害の透明化』未来共生学、4、127-159。
- 宮本省三、2010、『リハビリテーション身体論－認知運動療法の臨床×哲学』青土社。
- 長瀬修、1998、『障害の文化、障害のコミュニティ』現代思想、26(2)：204-215。
- 榊原健二郎、2011、『人への価値付与と障害』障害学研究、7、275-300。
- 榊原健二郎、2016、『社会的包摂と身体－障害者差別解消法制後の障害定義と異別処遇を巡って』生活書院。
- 藪田碩哉、2009、『文化批判の学としての福祉文化研究：カルチュラル・スタディーズの視点から』実践女子短期大学紀要、30：117-126。
- 杉野昭博、1997、『『障害者の文化』と『共生』の課題』青木保ほか編『岩波講座文化人類学8 異文化の共存』岩波書店、247-74。
- 杉野昭博、2007、『障害学－理論形成と射程』東京大学出版会。
- 杉田穂子、2017、『知的障害のある人のライフストーリーの語りから見た障害の自己認識』現代書館。
- 田中みわ子、2009、『障害とパフォーマンスの身体－イギリスにおけるディスアビリティ・アートの実践と障害文化の政治的共同性』文化交流研究、4：27-47。
- 手賀尚紀・澤田善太郎、2015、『障害問題と異文化』広島国際学院大学研究報告、48：75-86。
- 手賀尚紀、2016、『S 県障害者水泳協会における障害種別を越える活動－K 会長の取り組みを中心として』佛教大学福祉教育開発センター・福祉教育開発センター紀要、13：217-228。
- 寺田貴美代、2001、『共生に向けた『障害文化』概念の活用』東洋大学大学院紀要、38：289-306。
- 臼井正樹、2001、『障害者文化論』社会福祉学、42(1)：87-99。
- 吉山青翔、2006、『文明と文化の概念上の非一貫性』四日市大学環境情報論集、9(2)：73-83。

Definition and Visualization of the Impairment Culture : Through Comparative Review of Similar Concepts such as the Disability Culture and the Culture of People with Disability

Katsuhisa Matsuoka*

ABSTRACT

The purpose of this paper is to attempt to define the impairment cultures. In April 2016, the Law on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities came into force in Japan. Therefore, under this law, the provision of reasonable accommodation for students with various disabilities in universities is currently required. In addition to this, it is necessary to focus on the impairment culture of students with disability and to support them with that concept. It is known that the disability culture and the culture of people with disability are similar to the impairment culture. Therefore, by a comparative review of these concepts, the impairment culture is attempted to be defined.

In this paper, the impairment culture is defined as daily lives and rules based on their “body” with disability. However, its existence has not been noticed and known. Lastly, how to visualize the impairment culture is discussed.

This work was supported by a JSPS Grant-in-Aid for Scientific Research (16KO4224).

Key words : support for students with disabilities, the impairment culture, the disability culture, the culture of people with disability

* Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University